裁判長請

令和２年特わ第８５８号等

打合せメモ（第６回）

被告人氏名	大川原化工機株式会社
	大川原　正明
	島田　順司
被告事件名	外国為替及び外国貿易法違反，関税法違反
打合せ年月日	令和３年３月３０日
打合せ場所	東京地方裁判所第８１３号法廷
打合せをした裁判所	東京地方裁判所刑事第１３部
裁判長裁判官	平出喜一
裁判官	渡邉一昭
裁判官	赤瀬柚紀
裁判所書記官	長谷川健夫
検察官	加藤和宏
弁護人	小林貴樹（主任）
弁護人	鄭一志
弁護人	河村尚
弁護人	瀬川慶
弁護人	趙誠峰

打合せ事項

１　争点及び証拠の整理に関する事項

裁判長

期日間に，検察官から，弁護人請求証拠に対する意見書（令和３年３

月１９日付け），証拠調べ請求書及び証人等尋問請求書（いずれも同年３月２６日付け）が，弁護人らから，書証に関する証拠意見書（同年３月２４日付け）及び証人に関する証拠意見書（同年３月３０日付け）が，それぞれ提出された。

検察官

令和３年３月３０日付け証拠意見書に対する反論を提出する。

弁護人ら

証明予定事実記載書４に対する反論を提出することを予定している。それに関して，新たに実験を行っているところであり，実験が全て終了するのはゴールデンウイーク明けになる見込みである。また，相嶋の被告人質問によって立証することを予定していた事実については，メール等による立証を検討している。

２　公判の進行

裁判長

新たな実験や，それに対する検察官の主張・反証等があることを考えると，予定している公判の日程に間に合わない可能性がある。そこで，法整備の経緯に関する経済産業省関係の証人（検(人)第１５号証から第１９号証まで）の尋問を先行して行うことが考えられるが，いかがか。

弁護人ら

異論はない。

検察官

必要になった場合には証人の再尋問が可能だというのであれば，構わない。

裁判長

承知した。

既に双方に御連絡しているとおり，以下のとおり公判期日の仮予約

をする。

令和３年７月１５日 午後１時３０分

令和３年７月１６日 午前１０時００分

令和３年８月３日 午前１０時００分

令和３年８月５日 午前１０時００分

今後の打合せ期日

令和３年５月７日 午前１１時００分

令和３年５月２８日 午前１０時００分

令和３年６月２３日 午後４時００分

令和３年４月１５日

東京地方裁判所刑事第１３部

裁判所書記官　　長谷川 健 夫